

## 議第46号

三島市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準

を定める条例の一部を改正する条例案

三島市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例（平成26年三島市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第115条の46第4項」を「第115条の46第5項」に改める。

### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年3月18日提出

三島市長 豊岡 武士